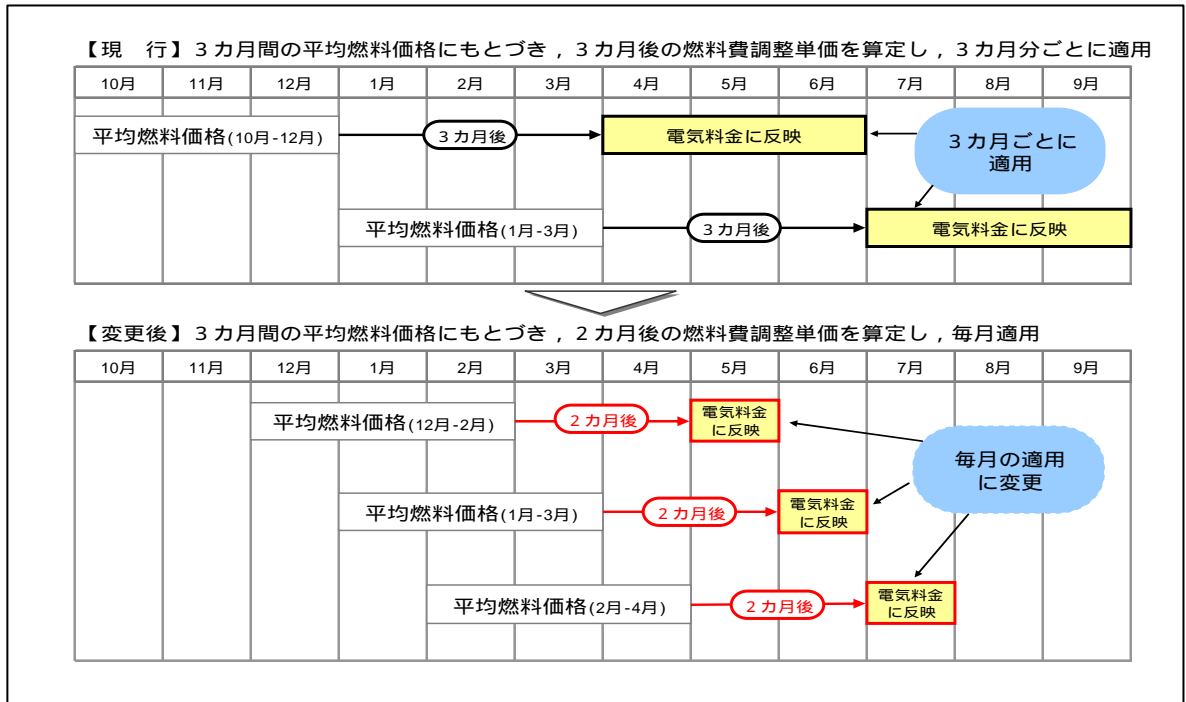


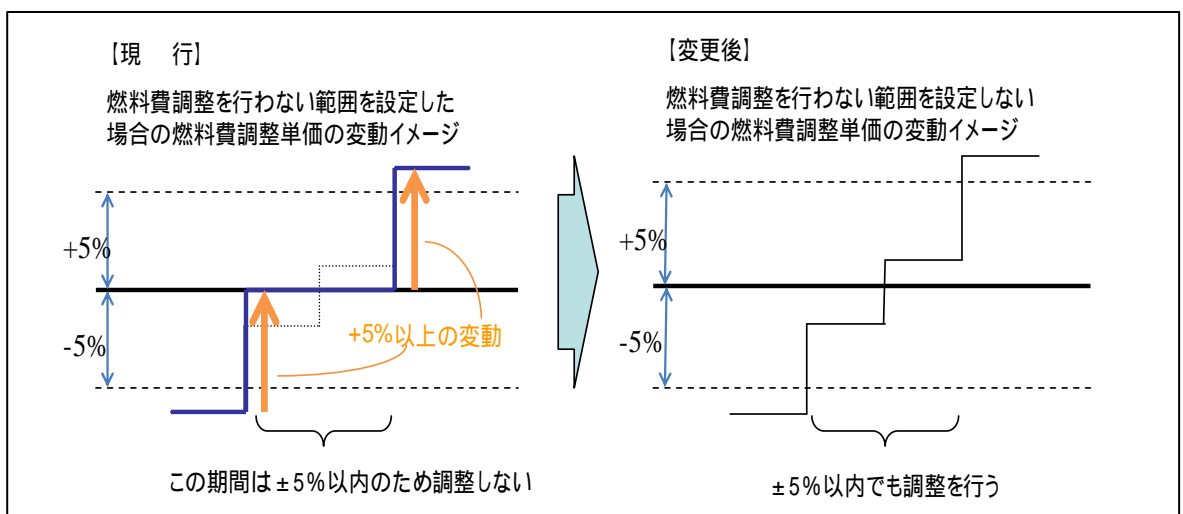
【参考2】燃料費調整制度の変更概要等

1. 制度変更の概要

- (1) 平均燃料価格を燃料費調整単価に反映させる時期を1カ月早めるとともに、3カ月ごとに変更していた燃料費調整単価を、毎月の適用に変更します。



- (2) 平均燃料価格の変動が一定の範囲（基準燃料価格 $\pm 5\%$ 以内）にとどまる場合に燃料費調整を行わない仕組みは、その適用前後において燃料費調整単価の大幅な変動が見込まれることから廃止します。



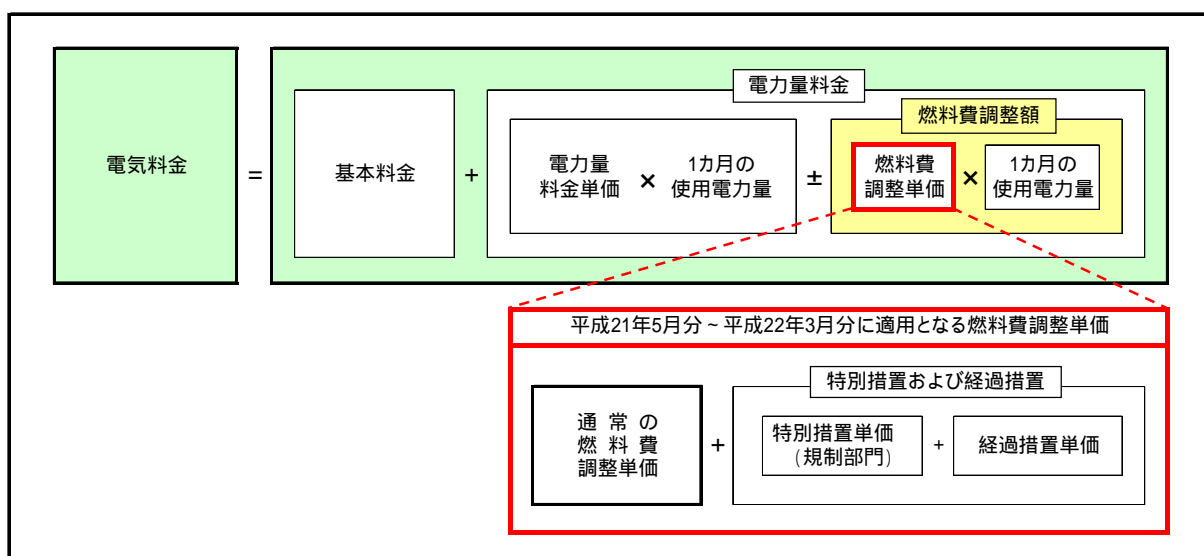
なお、自由化部門（高圧または特別高圧供給）については、調整上限（基準燃料価格の1.5倍）を廃止します。

2. 制度変更にもなう経過措置等

平成21年5月分料金より燃料費調整制度を変更することにもない、本来燃料費調整に反映すべき燃料価格(平成20年10月から平成21年1月までの燃料価格)の一部が未反映となるため、経過措置として、当該未反映分を平成21年5月分から平成22年3月分までの燃料費調整単価に分割して加算させていただきます。

(参考) 電気料金の基本算式における燃料費調整単価の適用イメージ(従量制供給の場合)

平成21年5月分から平成22年3月分



特別措置単価とは、規制部門(低圧供給)において、平成21年1月分から同年3月分の電気料金の急激な上昇を緩和するため、燃料費調整単価を50%圧縮し、その減額分を、その後1年間(平成21年4月から平成22年3月分)の燃料費調整単価に、均等に分割して加算させていただくものです。